

民生福祉常任委員会記録

(議案分)

平成 2 8 年 1 2 月 8 日

【開催日】 平成28年12月8日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後5時15分

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	小野泰
委員	三浦英統	委員	吉永美子

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義		
----	------	--	--

【執行部出席者】

健康福祉部長	河合久雄	国保年金課長	桶谷一博
国保年金課主幹	安重賢治	国保年金課国保係長	石田由記子
国保年金課国保係主任	山根和之	国保年金課年金高齢医療係長	三隅貴恵
国保年金課特定健診係長	岡崎さゆり	高齢福祉課長	吉岡忠司
高齢福祉課主幹	塚本晃子	高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長	尾山貴子
高齢福祉課主査兼介護保険係長	河上雄治	高齢福祉課介護係主任主事	藤永一徳
高齢福祉課高齢福祉係長	古谷雅俊	地域包括支援センター主任	荒川智美
病院事業管理者	河合伸也	病院局事務部長	堀川順生
病院局総務課長	岡原一恵	病院局総務課主幹	和氣康隆
病院局医事課長	山根和美	病院局総務課主査兼経理係長	藤本義忠
病院局医事課医事係長	佐々木秀樹	病院局総務課経理係主事	岩本隆嗣
こども福祉課長	川崎浩美	こども福祉課課長補佐	大濱史久
こども福祉課主査兼子育て支援係長	別府隆行	こども福祉課保育係長	山田寿美子
こども福祉課保育係主任	野田記代	市民生活部長	佐久間昌彦
環境課長	井上正満	環境課課長補佐	木村清次郎

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	事務局次長	清水保
庶務調査係長	島津克則	庶務調査係主事	中山由希子

【付議事項】

- 1 議案第 1 0 3 号 平成 2 8 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について（国保）
- 2 議案第 1 0 5 号 平成 2 8 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について（国保）
- 3 議案第 1 2 2 号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（国保）
- 4 議案第 1 2 3 号 山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について（国保）
- 5 議案第 1 1 9 号 山陽小野田市老人福祉作業所条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 6 議案第 1 2 0 号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 7 議案第 1 3 1 号 損害賠償の額の決定について（病院）
- 8 議案第 1 1 0 号 平成 2 8 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 1 回）について（病院）
- 9 議案第 1 0 4 号 平成 2 8 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について（高齢）
- 10 議案第 1 2 1 号 山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 11 長生園についての報告（高齢）
- 12 所管事務調査 保育所について（こども）
- 13 所管事務調査 火葬場建設について（環境）

14 陳情要望について

15 閉会中の継続調査事項について

午前 10 時 開会

下瀬俊夫委員長 おはようございます。ただいまから民生福祉常任委員会を開きたいと思います。今日は議案の件数が多いので、是非皆さん方、慎重審査に御協力をお願いします。それでは議案 103 号平成 28 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算第 2 回についてから、審査を始めたいと思います。では執行側から議案説明をお願いします。

桶谷国保年金課長 それでは議案第 103 号平成 28 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算第 2 回について御説明いたします。今回の補正の主なものは、平成 27 年度決算の歳計剰余金を基金に積み立てるほか、各事業費や人件費については、決算を見込んで予算額を調整するものです。予算書の 1 ページをお願いします。歳入歳出とも 1 億 8,205 万 8,000 円を追加し、総額を 85 億 1,050 万 1,000 円とするものです。それでは、歳出から御説明いたします。13、14 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、一般職員等 14 名の人件費の調整と 13 節委託料においては、県広域化に伴う電算システム改修事業が完了しましたので、予算額を調整するものです。続きまして、2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費から、次の 15、16 ページ、更に 17、18 ページの 2 款 3 項 2 目退職被保険者等移送費までは、歳出予算の補正はなく、保険料等、歳入予算の補正に伴う財源内訳の補正でございます。なお保険給付費の決算見込みに係る予算調整は冬場の時期の動向を踏まえ、例年どおり 3 月補正で対応したいと考えています。続いて、中段からでございますが、3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金を 5 万 6,000 円増額し、次の 4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金は 15 万 3,000 円増額するものです。続きまして、19、20 ページをお願いします。6 款 1 項 1 目介護納付金は 51 万 5,000 円減額しています。これらはいずれも額の確定によるものです。続いて、8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費につきましては歳出予算の補正はなく、歳入の国費、県費の特定健康診査等負担金の額が確定しましたので、財源内訳の補正を行うものです。続きまして、9 款 1 項 1 目基金積立金は、1

億6,705万7,000円増額しております。この主な財源は、平成27年度決算の歳計剰余金で、医療費急増調整分として基金に積み立てます。今回の積立てにより基金残高は7億5,917万5,611円となります。続きまして、10款1項1目一般被保険者保険料還付金ですが、21、22ページをお願いします。これまでの還付の状況を踏まえ、100万円増額しております。次に3目過年度支出金は1,288万8,000円増額しています。これは、平成27年度療養給付費等負担金の精算によるものです。また、4目一般被保険者還付加算金は10万円増額しています。続きまして、歳入について御説明いたします。7、8ページをお願いします。保険料につきましては、9月末の保険料の調定額にそれぞれ見込みの収納率を乗じて、決算見込み額を算出し、当初予算との差額を計上しております。1款1項1目一般被保険者国民健康保険料は1節の医療給付費現年度分で2,914万6,000円、2節後期高齢者支援金分現年度分で404万6,000円、3節介護納付金現年度分で202万6,000円の減額となっております。また、2目退職被保険者等国民健康保険料は、1節医療給付費現年度分で315万3,000円、2節後期高齢者支援金分現年度分で77万6,000円、3節介護納付金現年度分で196万5,000円の減額となっております。続いて、4款1項3目特定健康診査等負担金は44万3,000円の増額、9、10ページをお願いします。4款2項2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金は13万7,000円の減額、5款1項1目療養給付費交付金は7,312万1,000円の増額、6款1項1目前期高齢者交付金は45万7,000円の増額、7款1項2目特定健康診査等負担金は44万3,000円の増額となっております。これらは、いずれも、額の確定によるものですが、療養給付費交付金の現年度分につきましては、再度調整される可能性があります。その場合は、先ほど申し上げました保険給付費の最終調整と併せて、3月補正で対応したいと考えております。続きまして、11、12ページをお願いします。10款1項1目一般会計繰入金は、1節保険基盤安定繰入金保険料軽減分で237万2,000円の減額、2節保険基盤安定繰入金保険者支援分で77万2,000円の減額となっています。これらは、いずれも額の確定によるものです。3節職員給与費等繰入金は、人件費繰入金として223万7,000円の増額。事務費等繰入金は、県広域化に伴う電算システム改修事業が完了しましたので、78万1,000円減額するものです。6節その他一般会計繰入金は国民健康保険負担軽減対策繰入金を66万2,000円減額するものです。これらは、いずれも、額の確定によるものです。最後に11款1項1目繰越金は平成27年度決算認定

を受けて、１億５，１１９万３，０００円増額するものです。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 それでは歳出から審査を受けたいと思います。１３、１４ページ、ありますか。いいですか。これは今回の給与改定の中身は反映しているのか。

桶谷国保年金課長 そのとおりでございます。

下瀬俊夫委員長 臨時の賃金も同じですか。

桶谷国保年金課長 そのとおりでございます。

下瀬俊夫委員長 臨時の賃金はまだ確定していないって話だったけど。

桶谷国保年金課長 その辺りの確認は取っておりません。

下瀬俊夫委員長 ３万５，０００円というのは何ですか、人数が増えたわけじゃないんやろ。

桶谷国保年金課長 国保特会につきましては、一般職員、当初１１名で予算を組んでおりましたが、このたびの１２月補正で１名増の１２名で数字を挙げております。

下瀬俊夫委員長 いやいやそれは一般職。臨時の問題。

桶谷国保年金課長 臨時職員につきましては当初予算２名で、１２月補正後も同じく２名でございます。

下瀬俊夫委員長 だからその３万５，０００円の増額の理由は臨時職の改定があったのかという話、それが反映しているのかと聞いたんです。

桶谷国保年金課長 賃金改定はないというふうに認識をしております。

下瀬俊夫委員長 それでは１５、１６。いいですか。１７、１８。いいですか。１９、２０。

三浦英統委員 積立金で今、基金が約7億5,900万というお話がございました。本年を入れますともう1割を超えると、予算が。この基金について今後の活用方法、新年度予算に対してどのようなお考えを持っていられるのか、保険料が国保は高いよというようなことを常に言われておるんですが、ここら辺りで少し下げるようなお考えがあるかどうかお尋ねしてみたい。

桶谷国保年金課長 基金につきましては、その原資として、皆様方に納めていただいた保険料というのもありますし、一般会計から特別に繰り入れていただいたのを原資として、積み立てた部分もございます。基金につきましては最大限活用しながら、保険料の軽減に努めることができればいいなと考えてはおりますが、医療給付費の伸び、あるいは県広域化に向けて、今後どのような状況になるかも分かりませんので、その辺りは慎重に見極めながら有効に活用していきたいと思っております。

三浦英統委員 今、非常時と言われましたけど、インフルエンザとかいろいろなことがあろうかと思いますが、どのぐらいを見込んでいらっしゃるんですか。

桶谷国保年金課長 一般的に本市の被保険者数の規模でいきますと、インフルエンザ等が大流行した場合に1億単位での給付費が出ると言われています。そういったことも念頭に置きながら基金残高はある一定の額を確保したいと思っております。

三浦英統委員 県の動向を見守るというようなことを言われておったんですが、県との調整、協議はどのような協議をしていらっしゃるんですか。

桶谷国保年金課長 広域化に向けて、県を交えた協議でございますが、本市におきましては二つの部会に属しております。一つが財政運営保険料部会、そしてもう一つが医療費適正部会でございます。これらの部会につきましては今年度それぞれ2回開催をされて議論をしています。特に財政運営保険料部会におきましては、根幹となる保険料の取扱い等について議論をしておりますが、現在のところ正式決定というものはされておりませんが、協議の方向性といったしましては、保険料率につきましては、各市町で算定をする、それから算定方式につきましては三方式を採用する、そして賦課限度額につきましては医療費、後期支援金分、それから介護の納付金分、いずれも全市町が現在採用しております政令で定められて

おります上限額とするという、この辺りが方向性としては決まっている状況でございます。基金の取扱い等につきましては、まだ議論されておられません。

三浦英統委員 保険料の値下げというのは、加入者にとっては非常に嬉しいことであります。本年の予算におきましても基金から取崩しを若干して、保険料を現状維持にしておるところでございますが、次年度に向けてそこら辺りの協議はしておるのかどうなのか、先ほど広域の問題、あるいは今の集団的な療養と、こういうようなことでなかなか検討していないというような話がございました。今の話を聞いておりますと、ここら辺りの今の集団的な療養についてもですね、緊急な療養についてもそれだけお金が要っていないということは、値下げの方向ができるんじゃないかなろうかこのように思っておるんですが、そこら辺りの検討はなさるのかなさらないのか伺いたします。

桶谷国保年金課長 具体的には現在そういった議論をするまでには至っておりません。今後国のほうにおきまして、来年度の医療給付費の伸びであるとか、あるいは現在厚生労働省内で議論されております、毎年3,400億円の事業費を投入するというのにつきましては、消費増税が2年半延期されたということで、これらの取扱いについてもいろいろ御意見が出ているように聞いております。今後は国の動向も十分に見据えながら、内部での議論は進めていきたいと考えております。

下瀬俊夫委員長 今のでいいですか。ほかに。いいですか。ちょっと聞きたいんですが、繰越金よりも基金のほうが大きいよね。中身は何ですか。

桶谷国保年金課長 このたびの補正の一般財源が1億7,475万3,000円ほどございます。そのうちの一番大きなものが今出ました繰越金、これが1億5,119万3,000円でございます。それから過年度分の精算金、療養給付費の交付金につきましては、これは一般財源扱いになりますので、これらを含めて基金へ積み立てるということになります。それから一般会計からの繰入金、これが235万ほど減額されておりますが、これらも一般財源扱いとなりますので、これらを含めて今回基金に積み立てるということになっております。

下瀬俊夫委員長 だから中身、金額を言ってよ。過年度分と一般会計分、幾らですか。

桶谷国保年金課長 一般会計の繰入金として235万の減額。医療給付費の交付金、過年度分でございますが、これが2,591万でございます。

下瀬俊夫委員長 先ほど国民健康保険料との兼ね合いをどうするかということについて、考えていないという話だったんだけど、これはどうなんですか。まだ県下でも高いほうに入っているよね、山陽小野田市は。県の制度に移行する段階で、とりあえず現状維持でいく、現状維持というか県としては調整しないという話なんですけど、しかし、市としては他の市町村との関係で保険料をどうするかというのは当然検討の課題になっているんじゃないですか。だから、何も考えていませんという言い方はいかがなものかと思うんですがね。

桶谷国保年金課長 今後医療費の伸び等が出て、そういった数値等も踏まえてこれから議論を始めていきたいと思っております。

下瀬俊夫委員長 基金の基本的な考え方、これまでの基金の考え方は一割程度という話だったんかね。全体の予算の規模に比べたら若干少ないんですが、大体1割程度まで積み増すというのは基本的な考えですか、今後とも。

桶谷国保年金課長 過去から10%、いわゆる1割が一つの目安だろうというのは、私もそのように考えております。ただ、給付費の何%という決め方もありますが、一方では、例えば一般会計から何かあったときに繰入が可能かどうか、そういった辺りも十分に考慮する必要があるのではないかと考えております。

下瀬俊夫委員長 19、20はいいですか。21、22。この償還金はいかいかね。1,200万。

桶谷国保年金課長 償還金はい度いただいた保険料を、例えば資格を喪失された方とか、あるいは所得で修正申告をされた方、あるいは重複で納付された方に対して、その保険料をお返しするという、そのようなものでございます。

下瀬俊夫委員長 歳出全般でありますか。今回が最終補正ではないと、3月にも最終が出るという話があるんですが、以前から議論されているがんも含めて検診の結果が、医療費にどう反映するかという、きちんとした方

向性があるんじゃないかと思うんですが、これがなかなか方向性が見えないわけですよ。検診の受診率をアップすると言いながら、それがどういう成果に結び付くのかということがなかなか深まっていかない、議論として。こちら辺はどうなんですか、一定の方向性をきちんと担当の課として持つ必要があるんじゃないですかね。

桶谷国保年金課長 委員長が言われたとおり、その必要性は強く感じているところです。数年前からKDBを導入して、それを分析する中で、医療費の動向であるとか、本市の特徴的なものをつかみながら、保険給付を抑えていくという、そういった一つの大きな流れがあるわけですが、実際のところ個別具体的にどういった事業を推し進めて、どういった効果を上げたらいいいというところまでには至っていないのが現状です。今後の最重要課題の一つと認識しております。

下瀬俊夫委員長 ずっとその議論をしているんですよ。なかなか方向性が決まらん。僕はやっぱり、さっき雑談でも言っていたけど、特定の患者さんを対象にして、受診率によって医療費にどういうふうな効果が出たかという、抽出して対応するしかないんじゃないかな。全体的には分からないと思うんですよ。そういう一定の資料を、それがどの程度正確な資料なのかは分からないけれども、個別の患者さんの医療費等が出てくるわけだから、今後の検討課題としても、もっと具体的な方向性が要るんじゃないかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

桶谷国保年金課長 その辺りについて先進地の事例等もあるようでございますので、その辺りから研究をしていきたいと考えます。

下瀬俊夫委員長 それでは歳入に入ります。7、8ページ。いいですか。

三浦英統委員 医療給付費の問題なんですけど、医療費がどんどん上がるという中で、現年度分の医療給付費が下がっている、減額されている理由はどうなんですか。

下瀬俊夫委員長 給付費。これは保険料で、これ。

三浦英統委員 医療給付費じゃろ。保険料ですか。

下瀬俊夫委員長 保険料ですよ、これ。

桶谷国保年金課長 ただいまの御質問ですが、保険料のことだというふうに考えております。保険料が下がった一番の大きな原因といたしましては、やはり被保険者数が減少したというのが一番大きな要因でございます。当初予算を編成するときの被保険者数につきましては1万4,263人であろうという見込みの基に保険料を算定しておりましたが、今年度9月末におきまして被保険者数が1万3,808人で455人ほど減少しております。この辺りの被保険者数の減少が一番大きな要因だと考えております。

三浦英統委員 この保険料の問題ですけど、現在どのくらいの収納率があるんですか。

桶谷国保年金課長 今年度の9月末時点で収納率の合計といたしましては30.43%でございます。

下瀬俊夫委員長 30点とは、どういう意味ですか。これは最終を見込んだ調整でしょ。この保険料は。

桶谷国保年金課長 収納率の見込みといたしましては合計で90.9%を見込んでおります。

三浦英統委員 県に移行した場合、県の考え方として93%ですか、このくらいの収納率を見ているということで、93%までまだ大分あるようでございますので、今後の収納率について、それを93%に上げるために、どのような方法を取られるのか、今後の考え方をお聞きしてみたいと思います。

桶谷国保年金課長 収納強化の対策といたしまして、平成27年度から収納担当を従来の2名から1名増やして3名体制としております。それに加え毎週水曜日につきましては午後7時まで開庁いたしまして、納付、あるいは納付相談等についても対応させていただいているところです。それから春と秋には収納強化月間ということで、1週間程度でございますが、夜間窓口を延長したり、あるいは休日に窓口を開けたり、そういうことは引き続きやっていきたいと思っております。加えまして、保健師と一緒に同行して、徴収するという流れも作っておりますので、そういったものにも今後力を入れていきたいと思っております。

三浦英統委員　うちには収納の問題で非常に差押え、あるいは督促、そして保険のなかなか保険証がもらえないと、こういうような状況が続いております。これをなるべく保険証が全員に行きわたるように、ここら辺りは十分気を付けて、今後とも行っていただきたい。でないとやはり孤独死といいますか、ここら辺りも山陽小野田市では増えているというような状況もございますので、国保の関係で、ここらに十分に力を入れていただきたいと思います。これは要望で終わっておきます。

吉永美子委員　今の答弁の中で保健師と同行をして行くというお話があったんですが、その一番の目的は何ですか。

桶谷国保年金課長　一番の目的としては被保険者の方と接触を図るというのが第一の目的でございます。第二の目的といたしましては、被保険者の方が現在どういった健康状態でいらっしゃるかを把握することでございます。

吉永美子委員　それは保健師さんが会っただけで健康状態が把握できるものなんでしょうか。そういう情報をしっかり持たれた上で会いに行かれていますか。特定の方に行かれるわけでしょ。その方の健康状態とか把握をしっかりとされた上で行かれていますか。健康状態を見るというのは目視とは違う気がするんですけども、どういう形になっているんでしょうか。せっかく行かれるのであれば、収納していただくために行かれるわけで、やっぱりちゃんと病院に行ったりとかというのは、きちんとせんといけんねという思いも逆に持ってもらわないといけないわけですけども、その辺はどういう情報をつかんでから行かれていますか。

桶谷国保年金課長　訪問する前には事前にその方の情報をしっかりつかんだ上で保健師さんと同行しております。その際には血圧計等も持って行きまして、必要に応じて血圧測定というようなことも行っております。

吉永美子委員　ほかのいろんな保健師が行かれて接触される市民はたくさんいると思うんですけど、ほかの事業との絡みはどのようになるんですか。例えば、地域包括支援センターの関係とかいろいろありますけれど、保健師さんが行かれるというのは年齢の高いところに目指して行かれるのか、どういう基準でされているんですかね。ほかの事業との兼ね合いはどうなっているんですか。保健師と同行と言われるのが、保健師さんが関わっている事業はいっぱいあるじゃないですか。大変お忙しいと思う

んですけど、ほかの事業との絡みはどういうふうになるんです。それは全くないんですか。

桶谷国保年金課長 現在、保健師が国保の被保険者の方に対して訪問しているというのは大きく二つございます。一つが新たに国保に加入された方、これにつきましては保健師単独で家庭訪問をさせていただいております。それから先ほど申しました、主に滞納世帯につきましては国保の職員と保健師、二人が一つのペアになりまして面談なり、あるいは健康状態を把握するために訪問しているという、この大きな訪問事業がございます。ほかの事業との関わりとなりますと難しいのかなと思っております。

吉永美子委員 滞納世帯は結構あると思いますが、全所帯を回るわけですね。大変かなと思うんですけど。

桶谷国保年金課長 全世帯を回るとというのが理想的な形であろうと思いますが、現実的にはなかなか接触が取れない方、加えて健康状態が思わしくないだろうと思われる方、あるいは高齢者の方、そういった方を優先して、現在のところは訪問しております。

石田清廉委員 収納率の問題はここだけではない。全般的な問題で大きな問題だと思います。近年の推移を見ていて、90.9%という現状が、大変努力はされていらっしゃるでしょうけども、この数字をどういうふうに見受け取っていらっしゃるのか。収納率が努力によって少しずつ向上しているとか、そういう評価はいかがでしょうか。

桶谷国保年金課長 平成27年度の収納率につきましては、残念ながら前年度の平成26年度よりも下回った結果となっております。そういった結果も踏まえて、課の中ではこういったこともできる、こういった手法もあるというような、そういった研究的なことも行っておりますし、まだまだ収納率を上げる余地はあるのかなと思っております。

石田清廉委員 大変御苦勞なさっているというのがよく分かるんですけど、初期段階の納める義務というか、納付者の意識の刷新といいますか、そういうことを図らないと、幾ら後で努力しても改善しないと思うんですよね。納めることの義務といいますか、そういう意識の刷新は何らかの形で、もちろん説明はされておられると思いますが、どんなことがありますか。

桶谷国保年金課長 現在取り組んでいる状況といたしましては、年度当初、6月に賦課が確定したときに、それぞれの被保険者の方にお送りする納付書の中にQ & Aの形式のパンフレットであったり、そういったことで啓発するぐらいしか、現在のところは行っておりません。

下瀬俊夫委員長 27年度は保険料を引き下げたわけよね。(何事か発言する者あり) 28年度か。28年度の見通しが90.9よね。90.9という数値についてどう考えているの。県の山陽小野田市に対する収納率は93%でしょ。これね、足りなかったらどうなるのかというのは大体分かるじゃないですか。結局、基金から取り崩して県に上納することになるわけでしょ。ちょっと危機感が足りないと思うんだけどね。これ、最終見通しでしょ、90.9というのは。減っているよね。ちょっと26年度、27年度収納率何%か言って。

桶谷国保年金課長 平成26年度、一般、退職を合わせた合計の現年度分で91.25%。平成27年度も同じく一般、退職を合計しました現年度分で91.03%でございます。

下瀬俊夫委員長 90.9%というのは、どういうふうに評価しているわけですか。今の時点で。これ全体やろ、90.9というのは。現年だけ。

桶谷国保年金課長 補正予算を組んだときの最終的な収納率は合計で90.7%と申し上げました。

下瀬俊夫委員長 90.9じゃなかった。90.9と言わなかった。

桶谷国保年金課長 失礼しました。90.7に訂正をさせてください。この90.7は現年のみです。

下瀬俊夫委員長 休憩取ろうか。

桶谷国保年金課長 現在、うちのほうが特に力を入れているのが収納対策の中では口座振替、これについて力を入れております。窓口等に来られた方につきましては、口座振替の勧奨なりをお願いしている状況でございます。先ほど90.7という数字を申し上げましたが、若干きつめに見ているという面はございます。

下瀬俊夫委員長 きつめに見ようが多めに見ようがいいんだけど、ずっとこの間、収納率が下がってきているよね。県制度に移行する段階で、90.7%という見通しについて現状どう評価しているのかということを行っているわけですよ。県との関係で基金を取り崩して納めなければならぬ状況になっていくのではないかと、こんな状況が続けば。それをどうきちっとするかという、そこら辺の危機感がないんじゃないかという話なんですけどね。5分休憩します。55分から再開。

午前10時50分 休憩

午前11時 再開

下瀬俊夫委員長 委員会を再開します。

桶谷国保年金課長 広域化に向けての標準的な収納率でございますが、国のガイドラインによりますと被保険者数が1万人から5万人未満につきましては、92%というふうに設定をされております。

下瀬俊夫委員長 それでね部長さん、当然これは県もそういう方向で山陽小野田市の収納率について指定してくるんじゃないかと思うんですが、差額がかなり出てくるんですよ。今の時点で今年いっぱい、年度末に向けて現状の評価と少なくとも92に近付ける努力をどうするかという、そこら辺の具体的な対策が要るんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

河合健康福祉部長 委員長おっしゃるとおり現状の90.7%という収納率では確かに低いということは認識しております。また年数です、年度たつごとにちょっと下がり傾向にあるということも思っておりますので、そこら辺、今後注意しながら収納率については向上に向けて対策を練っていく必要があると強く感じております。先ほど担当が申しましたように口座振替の推奨をしております。これは非常に収納率向上に効果がございます。そこにまた力を入れていくとともに、先ほどから申しておりますが、収納率につきましては周知徹底また保健師を使いました滞納世帯の訪問による収納率の向上等々を目指していきながらこの収納率につきましては高める方向を考えていきたいと思っております。また人数につ

きましても2名から3名に増やしたところではございますけれども、その効果というのが今後表れてくるかとは思っておりますので、その辺も見守りながら考えていきたいと思っております。またこの収納についてもうちょっと特化した方法等も今考えておるところでございますので、収納率向上につきましてはそういったこともいろいろ勘案しながら考えていきたいと思っております。

吉永美子委員 県内で一番高いのはどこですか。調査当然されていると思うんですけど、そことうちとの取組の違いというのは何があるかとかそういった調査研究はされていますでしょうか。

桶谷国保年金課長 13市の中では、例えば長門市が96.95で非常に高い水準を保っていらっしゃいます。また町村につきましては和木町が97.10で高い水準を保っていらっしゃいます。

吉永美子委員 だからそことうちとの取組に何か違いがないかとか、何か分析されておられますかというのも併せて聞いたつもりです。

桶谷国保年金課長 そこまでの分析には至っておりません。

下瀬俊夫委員長 ほかにいいですか。それでは9ページ、10ページ。いいですか。この国民健康保険制度の関係業務というのは県制度のことですか。

桶谷国保年金課長 県広域化に向けてのシステム改修に関わる補助金の名称でございます。

下瀬俊夫委員長 いいですか。なければ11、12。全体的にありますか。いいですか。なければ質疑を打ち切りたいと思います。議案第103号平成28年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算第2回について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）では賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。それでは引き続いて議案第105号平成28年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算第1回についての説明を求めたいと思います。

桶谷国保年金課長 それでは、議案第105号平成28年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算第1回について御説明します。今回の補正の主なものは、平成27年度決算の歳計剰余金を調整するほか、決算を見込んで人件費を調整するものです。予算書の1ページをお願いします。歳入歳出とも517万8,000円を減額し、総額を9億9,213万5,000円とするものです。歳出から御説明いたします。7、8ページをお願いします。1款1項1目一般管理費は、一般職員2名の人件費調整で、618万9,000円減額するものです。続きまして、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は予算調整として101万1,000円増額しております。歳出は以上でございます。続きまして歳入について御説明いたします。5、6ページをお願いします。3款1項1目事務費等繰入金は、歳出の人件費減額に伴い職員給与費等繰入金を618万9,000円減額するものです。続きまして、4款1項1目繰越金は平成27年度決算認定を受けて101万1,000円増額するものです。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 それでは歳出7ページ、8ページ御質疑のある方。

矢田松夫副委員長 今回は人件費の調整ということなんですけど、現在職員が3名でおるんですが、2名になったということで理解していいんですね。

桶谷国保年金課長 そのとおりでございます。

下瀬俊夫委員長 ほかに。いいですか。歳出なければ歳入5ページ、6ページ。いいですか。なければ質疑を打ち切りたいと思います。議案第105号平成28年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算第1回について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。それでは引き続きまして議案第122号山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めたいと思います。資料もあるよね。資料を出してください。

桶谷国保年金課長 それでは、議案第122号山陽小野田市国民健康保険条例

の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の改正は、3点でございます。1点目は、地方税法の一部を改正する法律関係によるものです。地方税法の一部を改正する法律による改正後の地方税法において、源泉分離課税から申告分離課税へと課税方法が変更される特定公社債等の利子所得について、上場株式等に係る配当所得と併せて申告することとされたこと。また、株式等の譲渡所得等の分離課税制度について、「上場株式等に係る譲渡所得等」及び「一般株式等に係る譲渡所得等」に区分され、別々の分離課税制度とされることとなったことなどを踏まえ、条例を整備するものです。2点目は、所得税法等の一部を改正する法律関係によるものです。所得税法等の一部を改正する法律による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律において、日本国居住者又は内国法人が構成員となっている政令で指定される外国において設立された団体であって、かつ、日本の租税が免除とされる団体を通じて利子等又は配当等を得たために特別徴収できなかった個人住民税について、当該団体の日本国居住者である構成員に、市町村に対して特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額として申告する義務を課すための新たな申告分離課税の区分が設けられたことを踏まえ、条例を整備するものです。3点目は、保険料12月納期、これは第7期でございますが、この12月納期の改正でございます。税法上の社会保険料控除額を毎年安定して計上するため、現行の納期限12月28日を12月26日に改正するものです。これら改正の内容は、お手元にお配りしています資料にまとめましたので、こちらを御覧ください。1点目の地方税法の一部を改正する法律関係による改正は第16条と第22条の改正が該当条項となります。株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等が別々の分離課税制度となります。また、公社債等を特定公社債等とそれ以外の一般公社債等に区分した上で、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税及び一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組し、損益通算できる範囲を公社債等にまで拡大して、公社債等の譲渡所得等の非課税制度を廃止するものです。これらを図にすると下記のようになります。続いて2点目は、所得税法等の一部を改正する法律関係による改正で、附則の10と11が該当条項となります。平成27年11月26日に、日本と台湾の間で、租税条約に相当する「日台民間租税取決め」に署名が行われました。この「日台民間租税取決め」には法的効力はなく、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律も適用されないため、「日台民間租税取決め」の内容を日本国内で実施するための国内法が整備されました。地方税に

についても、国税の取扱いに準じた所要の措置が講じられたため条例を改正するものです。具体的には、日本国居住者又は内国法人が構成員となり、かつ、日本の租税が免除される台湾の団体で構成員が利子等及び配当等を得た場合、これまでは、所得として算定されていませんでしたが、改正により、申告分離課税の区分が設けられ、構成員が特例適用利子等及び特例適用配当等を得た場合の申告義務が新たに課せられます。このため、申告された特例適用利子等又は特例適用配当等については、総所得金額に含め、国民健康保険料の所得割額等の算定を行うこととなります。最後３点目は、保険料１２月納期（第７期）の改正で、第２０条の改正が該当条項になります。現行の１２月納期限は１２月２８日ですが、当該日が土曜、日曜の場合は、行政機関の休日に関する法律等により、納期限が翌年の１月５日以降になります。この場合、納付された保険料は税法上の当該年の社会保険料控除に計上されないため、安定した税負担となりません。こうした状況を避け、毎年安定した税負担となるよう、納期限を２６日に改正するものです。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 質疑を受けたいと思います。分からなかったということも含めて。結局、山陽小野田市で適用になるような団体なり拡大をされるんですか、この条例改正によって。

桶谷国保年金課長 ただいまの御質問は所得税法等の一部を改正する法律関係による附則１０そして１１の御質問かというふうに思っております。具体的には台湾の団体、台湾で設立された団体の構成員等の方の所得等が該当するわけですが、現在のところそういった方が市内にいらっしゃるかどうかという把握までには至っておりません。

矢田松夫委員 よう分からんのですけどね、租税対象団体というんか、この職業が国際運輸業に何で限定されたんですか。ほかの職業というのは租税対象者の職業というのはほかにないんですかね。運輸業に限定されているというんかね。何でなのか。美祢市にこういう団体というのはあるんですけどね、当市内にはないんですが。ないけれどなぜ国際運輸業に限定されたのか。ちょっと教えていただけます。

桶谷国保年金課長 ただいまの委員さんの御質問は外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律についてのことだというふうに認識をしております。これにつきましては、題名

が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に改められておりますが、もともとのこの趣旨といたしましては、台湾等の相互主義に基づいて台湾との間の二重課税を排除するというのが大きな目的のようでございます。

下瀬俊夫委員長 3番目の納期限はいいですか。

石田清廉委員 これは28日が26日にするによって、この問題は全て解決するんですかね。税負担の状況。

桶谷国保年金課長 現在の28日を26に改正することによりまして、社会保険料の控除につきましては毎年安定した控除を受けられるというのは実現いたします。

下瀬俊夫委員長 それはええんじゃけど、これまで28日でやってきてそういう問題が起こってきたんですか、実際に。

桶谷国保年金課長 過去におきましても数年に1度はこの28日というのが土曜日あるいは日曜日に該当した日が過去にはございました。直近でいきますと平成26年の12月28日がたしか日曜日に該当していたというふうに認識をしております。

下瀬俊夫委員長 だから矛盾が起こってきたのか、保険料控除の関係で。

桶谷国保年金課長 過去においてはそういった重なった場合には便宜的に納期限を変えておりました。

下瀬俊夫委員長 だから変えてきたわけね、具体的に言えばね。いいですか。それでは質疑を打ち切りたいと思います。議案第122号山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）では賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。それでは引き続きまして議案123号山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めたいと思います。

桶谷国保年金課長 それでは、議案第１２３号山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。改正内容は１点でございます。先の議案１２２号の納期限の改正と同様でございます。現行の１２月納期限は１２月２８日ですが、当該日が土曜、日曜の場合は、行政機関の休日に関する法律等により、納期限が翌年の１月５日以降になります。この場合、納付された保険料は税法上の当該年の社会保険料控除に計上されないため、安定した税負担となりません。こうした状況を避け、毎年安定した税負担となるよう、納期限を２６日に改正するものです。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 １２２号と基本的に同じ内容です。御質疑がある方。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。それでは質疑がないようなので、打ち切りたいと思います。議案第１２３号山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。それでは午前中の審査についてはおしまいやね。（発言する者あり）ちょっとその前にね、議員間の自由討議をしたいんで執行部は結構です。

（執行部退席）

下瀬俊夫委員長 いいですか。済みません。ちょっとお時間いただきたいんですが、最初の１０３号、いわゆる国民健康保険の補正予算に関連をして、先ほど収納率の問題がね、ちょっと９０．７％という状況で県が示している９２％にかなり差があるわけですよ。これについてやはりきちんとすべきだという議会意思を示す必要があるんじゃないかと思っているんですが、それについて皆さんの御意見をお聞きしたいと。相当差があります。（発言する者あり）できればと思っております。

吉永美子委員 やはり先ほどお聞きしたときになぜよそが高い状況にあるのかとか、全く調査していらっしゃらないのかなというのを思って、その辺もきちんとそれが努力されている意思の表れにもなってくると思うので、もっと調査をしていただきたいという思いを持ったことと、それともう

一つやはり私たち委員会でもどうやったらこの収納率を上げるということが出来るかというところのやはり調査をしていくということの必要性を感じたんですが、いかがですか。

下瀬俊夫委員長　ちょっと議員間の討議ですからどうぞ。今の意見に対して。

矢田松夫副委員長　3名体制で対応してその3名が何をしているのかという話は少しあった。全庁的には毎週水曜日に午後7時までやるとか、電話を掛けるとか言われたんですが、その結果どうなったのかと、結果論ですが、その結果が明らかにされていないと。いわゆる点検ですね。そして次につながる、収納率につなげていくということが少し今日の議論の中では見られなかったというふうに感じました。

三浦英統委員　県に移行して92にもっていき、そのために今矢田委員が言われたように2名から3名になったと。ただ2名から3名になっても一昨年来から、去年は下がってきておると。なおかつ今回現年も昨年と同じような数字の経過が出ておると。結果が余り出てない状況であろうと思うんです。先ほど来から言われるようにもう少し他の自治体との比較、それからうちの国保の収納の在り方についてもう少し検討すべき問題があるんじゃないかなと。それでないと県の92%になかなか追いつかないと、91%にもいかないというような状況でございますんで、90%台がずっと続いておると。今回も90%台であるんで、ペナルティが来るということになれば、やはり今の基金がどんどん減っていく、基金がなくなれば今度は一般会計から持っていかなければいかん、こういうような状況が続くんで、やはり今回はその歯止めを掛けるべく問題があるんじゃないかなとこのように思っております。

小野泰委員　かつて国保の収納率が悪いということで、収納率アップのために特別徴収員を任命してやった時期もありました。最初の一年、二年はかなりよかったような気がするんですが、後はずっと同じような状況が続きました。これはやっぱり一つには収納率アップのために銀行から引き落としといいますかね、そういうことも必要ですが、いろんな方法で他市が一番効果的な方法は何なのかということも調査をしながら、収納率アップについて我々自身が努力していく、それをまた執行部に努力させていくというそういったことを求めるというのが必要だろうと思います。そういったことを含めた議会議決も必要なのかなというふうに思います。

石田清廉委員 皆さん全部意見は異口同音同じだと思うんですよね。収納状況非常に悪いということは皆どなたも同じことを言っているわけで、それについて附帯決議ということですけども、附帯決議って最近ちょくちょく附帯決議ということ、附帯決議の効力がどこまであるのか、これもしゃきっとしないので、附帯決議以上のものが委員会としてなんか行政のほうに意見を申し付ける、そういうものはないんでしょうか。

下瀬俊夫委員長 ちょっとそれは議論なんであれですがね、僕は附帯決議というのは議会意思の決定になりますので、それは執行部を拘束することになるんですね。だからこれまでも一般会計なんかで附帯決議を付けるとね、それはかなり効果的に予算に反映してきたという経過があります。だから全く意味がないんじゃないしにこれは（発言する者あり）それは何か具体的に提案してくださいよ。もっと強いもんだということであれば。（発言する者あり）いやいやだからそれが附帯決議。そうですよ。僕は実はこの間毎年のように課長人事が変わってきたんよね。僕は国民健康保険を毎年変えるというのがね、やっぱりこれはこれで一つの問題であると思っていますよね。だからずっと蓄積がないという感じがしますね。だから今日聞いてもね、今の１２月時点で９０．何％の評価、どういう評価なのかと聞いても全然出てこないんですよ、評価が。だから県がほぼ９２％という方向で決めてくるときに、この差額はどこかが負担せんといけんことになるわけです、必ず。そこら辺でかなり僕は危機感がないというふうに感じたんですね、さっきからね。だからさっき吉永議員が言ったように議会としてもこれどうするかという当然ね、今後やっぱり調査していかんといけんというのはあるんですが、同時に執行に対してきちんとやっぱりすべきだという議会意思を出すのは僕は必要ではないかなと実は思ったんですけどね。いいですか、附帯決議ということで。もし皆さんで一致できれば。いいですか。

矢田松夫副委員長 附帯決議を出して、附帯決議を出しても向こうがその対応ができんのじゃないかではなくて、その対応させるのが議会であるということであれば、より多くの効果が出る附帯決議を出すべきだというふうに一つは思います。二つ目はこれまではこの委員会の中では保険料をいかに下げていくのかという議論をしていたんですが、徴収をどういうふうにして収納率を高めるかという議論というのは、それに比べては余りしてなかったということでもありますので、私は今回きちんと議会側の意思を示すためには附帯決議を出すべきだということでもあります。と同時に下瀬委員長が言うたようにこの間ずっと人事異動で担当課長がその

都度変わっているということが非常に好ましくないという結果も改めて今回出すべきだというふうに思っております。

下瀬俊夫委員長　じゃあ附帯決議を出すということによろしいですか。じゃあ午後になって一定の案文を出しますので、午後それはきちっと議論したいと思います。じゃあ午前中についてはどうする、介護保険やる。(発言する者あり)

午前 11 時 38 分　休憩

午前 11 時 45 分　再開

下瀬俊夫委員長　それでは委員会を再開します。午前中時間的にあんまりないんですが、議案第 119 号と 120 号を審査したいというふうに思います。最初に議案第 119 号山陽小野田市老人福祉作業所条例の一部を改正する条例の制定について提案をお願いします。

吉岡高齢福祉課長　では議案第 119 号山陽小野田市老人福祉作業所条例の一部改正について、御説明をさせていただきます。山陽小野田市老人福祉作業所厚狭陶好会館は、高齢者が生きがいを持って活動するための拠点施設であり、旧厚狭公民館とともに解体されるため、施設を山陽勤労青少年ホームの駐車場に移転をいたします。そのため、作業所の位置「山陽小野田市大字厚狭 26 番地の 1」を「山陽小野田市大字鴨庄 3 番地 3」に改めるものでございます。併せて、親和荘の位置の表記を「山陽小野田市大字埴生 2156 番地の 3」を「山陽小野田市大字埴生 2156 番地 3」に改めるものでございます。なお、施行日は厚狭陶好会館の利用開始日が未定のため、議案のとおり一部規則で定めるものといたします。利用開始は、来年 2 月頃を予定しております。以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

下瀬俊夫委員長　説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

矢田松夫副委員長　埴生のほうは「の」を付け加えたということだけですね。

下瀬俊夫委員長　削ったんやろ。

矢田松夫副委員長 削ったということでいいんですね。「の」が要らないと。それから二つ目は結果として施行日を示さないのはなぜなのか。附則にですね。

吉岡高齢福祉課長 現在建築中でございますので、建築が終わりまして引渡しを受けてからということになります。その日にちにつきましてはまだ詳細が工事途中でございます、未定でございますのでこのような形にさせていただきました。

矢田松夫副委員長 1月の31日で全て完了するという契約にはなっていないんですか。

塚本高齢福祉課主幹 現在11月1日から工事を始めまして、工事の完了が来年の1月末を予定しております。ただし、いつ建物を引き渡すかというのは現在のところ未定のため、その後完了検査また机やろくろなどの備品を搬入して2月の中旬ぐらいから活動が再開できる見込みでございますが、何月何日からというのを条例のほうに明記する必要がありますので、その何日というところがまだ決まっておきませんので、このように規則で定めるという形にさせていただきました。

矢田松夫副委員長 トイレの工事は済んでいるんですか。トイレ付けると言うたですね。私はトイレ不要であると、隣の勤労会館に行けばいいんじゃないかと、そんな無駄な金を使うなと言ったんですけど、高齢者だからトイレ付ける、行く間に事故起こしちゃいけんと。あれが何十メートルあるか知らんけど、事故起こすということでトイレ造りましたけど、このトイレの設置も含めて1月の、今末日と言われたけど1月の31日あるですよ、31日が。ですからそれまでに皆終わるんですね、工事が。

塚本高齢福祉課主幹 工事の契約は、1月の31日までとなっております。トイレにつきましては作業所の外に造るということで、現在トイレのユニットは既に設置されております。これから水道、下水と接続してという形になります。それも合わせまして1月31日までが工事の期間となっております。

吉永美子委員 せっくなのでお聞きしますが、この「の」を取るということになったのはいつからなんですか。市として。

塚本高齢福祉課主幹　いつからかというのは分からないんですが、山陽小野田市の住所の表記の「の」を削除いたしましたので、それに合わせまして条例のほうは改正があったときに便宜削除するという形で併せてこのたび「の」を削除するようにしております。

吉永美子委員　大勢に問題がないわけですが、改正がなければ結局はこのまんまずっといくものもあるのでしょうか。いわゆる部長として所管される部としてまだ残っているのがあるけどそのままになっているとかっていう認識はあるにはあるんですか。

河合健康福祉部長　このたびの改正におきましても厚狭陶好会館につきましても従前は山陽小野田市大字厚狭26番地の1というふうに表記になっておりました。こういったところでまだ表記で「の」が入っているものもございすけれども、先ほど担当申しましたようにこういった改正につきましてはほかの改正のときに併せてやるという認識でおりますので、健康福祉部関係であるかとも思いますけれども、この老人福祉作業所条例の中につきましてはこれで完了はいたします。

矢田松夫副委員長　名称はこれでいくんですね、厚狭陶好会館で。

塚本高齢福祉課主幹　山陽小野田市老人福祉作業所厚狭陶好会館ということで看板も予定しております。

下瀬俊夫委員長　ほかにありますか。なければ基本的な管理責任はどこになるんですか。

吉岡高齢福祉課長　管理につきましては高齢福祉課になります。

下瀬俊夫委員長　高齢福祉課に管理責任があるわけね。日常的に鍵なんかはどこに取りに行くんですか。

塚本高齢福祉課主幹　日常の火の元や戸締り等の管理は使用許可を出しております団体の寝太郎窯陶好会に鍵を預けてお願いをいたします。

下瀬俊夫委員長　ここで厚狭公民館の陶芸教室なんかもやっていたよね。そこら辺はどうなるんですか。

塚本高齢福祉課主幹 これまで厚狭公民館のクラブの一つとして陶芸教室を行っておられました。移転後も引き続き厚狭公民館のクラブとしても活動していく予定でございます。

下瀬俊夫委員長 そうすると厚狭公民館にも鍵を置いておくんですか。

塚本高齢福祉課主幹 今までは厚狭公民館のすぐ隣ということで、公民館活動の一つとして陶芸教室を行っておりましたので、それは今までのおなじみさんもおられますので、引き続き公民館活動の一つとしてやっていくということでございます。

下瀬俊夫委員長 だから公民館にも鍵を置いておくんですか。

吉岡高齢福祉課長 移転前は隣にありましたので、便宜上公民館のほうに鍵を置かせていただいておりますけれども、今後は場所離れておりますので、公民館に置くという予定はございません。

下瀬俊夫委員長 公民館には置かないけど公民館の陶芸教室としては対応するわけね。鍵は何ですか、その都度高齢福祉に借りにくるんですか。

吉岡高齢福祉課長 鍵の保管場所につきましては高齢福祉課にございます。それと先ほど申しましたが日常的に管理をしていただいておりますので、その陶好会にも鍵をお貸ししている状況でございます。また緊急の場合に備えまして山陽勤労青少年ホームにも一つ鍵は預けております。

矢田松夫副委員長 それはちょっとおかしいです。場所が近くだったから公民館、遠くなったから違うところと、こういういい加減なことじゃいけませんよね、鍵の保管、管理。これ個人の家に持って行くんでしょ、鍵は。今言われたように。でもこの所有物はどこですか。個人じゃないでしょ。でしたら鍵の保管というのはやっぱり公民館に本来の姿で公民館が保管すべきだと私思うんですが、なぜこれ遠くに行ったかというのは公民館の近くがいいといいながら場所がないから勤労会館のところに持っていたんですよね。ただそれだけの理由なんですよ。たまたま遠くなったから個人の家ということにならんでしょう、それは。やっぱり公民館が管理するでしょう。

下瀬俊夫委員長 ちょっと今の話分からんのはね、陶好会館を利用している愛

好会ですか、これが鍵を保管するというのは分らんことはないんですが、公民館活動の陶芸教室やるときにじゃあ鍵は高齢福祉課、今の個人の方のところに取りに行くことになるんですか。教室やるわけやろ、公民館の。陶芸教室やるときに公民館持ってないわけね、鍵を。

吉岡高齢福祉課長 公民館の活動として使用する頻度がございまして、それは1年の限られた期間ということでございます。それで今鍵を置いていないということになっておりますけども、そういう関係で陶好会のほうに預けておるところでございます。

下瀬俊夫委員長 いやいやだから、今聞いたのは陶芸教室やるときにはその個人の方のところに取りに行かんと開けられないわけですね。

吉岡高齢福祉課長 その場合は高齢福祉課のほうということになるかと思えます。ただ事前に分かっておるものでございますので、行事等はですね。

下瀬俊夫委員長 公民館に置けない理由は何かあるんかね。鍵を。

吉岡高齢福祉課長 それは特にございませんが、今おっしゃられたことも含めて、鍵の在り方については検討させていただきたいと思えます。

下瀬俊夫委員長 というのは勤労会館に置くということだから、なぜ公民館に置けないのかなとよく分らんのですよ。ちょっとそこら辺は教室やるのであれば、特に公民館活動の一環としてやっているわけですから、そこら辺の配慮が僕は要るんじゃないかなと思いますね。ほかにありますか。

吉永美子委員 先ほどトイレのことが出たので確認しておきたいんですけど、私はできれば中に入れてあげられないかということを申し上げたほうでしたけども、外ということはそこの清掃なり管理というのは、鍵は付かないんでしょから、どなたがきれいにするということになるんですか。どのようになるんですか。

塚本高齢福祉課主幹 トイレに鍵を付けます。トイレの鍵の管理は作業所の中に置いていただいて作業所を開けたときだけそのトイレが開けられるようにいたします。

吉永美子委員　ということは清掃なりそういうのも全て使われる方にきちんとやってくださいということになるということですね、分かりました。

下瀬俊夫委員長　いいですか。それでは質疑を打ち切りたいと思います。議案第119号山陽小野田市老人福祉作業所条例の一部を改正する条例の制定について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長　全会一致であります。引き続いて議案第120号山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めたいと思います。

吉岡高齢福祉課長　議案第120号、山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。このたびの改正は、山陽小野田市介護保険条例第16条の改正でございます。改正内容といたしましては、第7期分の納期を「12月1日から28日まで」から「12月1日から26日まで」に改正するものでございます。改正の目的としましては、現行の12月28日の納期限であった場合でかつ、その日が休日と重なった場合は、民法第142条、行政機関の休日に関する法律第2条により、翌年の開庁日が納期限となります。この場合で、口座振替希望者など翌年の納期限に納付した介護保険料は、当年の税法上の社会保険料控除に加算されず、前年と市県民税などが違うという状況が発生いたします。年によって市民の負担の大きい年が発生するということでございます。この状況を防ぎ、毎年できるだけ平準化した税額とし、市民の負担が軽減できるように納期限が休日となった場合でも当年の社会保険料控除の対象となるよう、改正するものでございます。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

下瀬俊夫委員長　質疑を受けたいと思います。（「なし」と呼ぶ者あり）実際は何年かに一回こういうふうなことがあり得るということで、そのときには特例で対応しよったという話なんです。だからそういうことが引っ掛かるような年度の場合は、具体的には対応できてはいたわけで、今度恒常的にやる意味についてはそこら辺の説明がないのよね。いわゆる市民の皆さんの税金の控除の利便性を考えてこうするんだというのはいいけど、だけどそれは特例で今までやってきたわけですよ。それを今度恒

常的にやろうというわけでしょ、26日ね。その理由がよく分からない。

吉岡高齢福祉課長 先ほど御説明しましたとおり市民の利便性ということもございまして、やはり法、先ほど申しました民法そして行政機関の休日に関する法律、この辺りの関係で適正に改正をしたいということでございます。

下瀬俊夫委員長 ほかに質疑いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。議案第120号山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。午前中の審議は以上で終わりたいと思います。午後は済みません、病院の後になりますのでよろしくお願い申し上げます。それでは1時から再開しますので、よろしくお願いします。

午後0時5分 休憩

午後1時 再開

下瀬俊夫委員長 それでは委員会を再開します。議案第110号平成28年度山陽小野田市病院事業会計補正予算第1回について事務局の説明を求めたいと思います。

河合病院事業管理者 今回も二つの議案を提出させてもらっています。どうぞよろしくお願いします。今、病院は活発にやっております、かなり気候に変動されるところが大きく、一時気候がいいときは少ないときもありましたが、今は90%を越えるというようなところもありますし、このところ天候が厳しいので、大変忙しくやっているというのが現状です。この議題については、また説明させていただきますので、よろしくお願いします。

下瀬俊夫委員長 どうしようかね。先に131号をやる。今110号と言いま

したが、関連する損害賠償額の決定のほうを先に審議したいと思います。
それでは議案第131号損害賠償額の決定についてから説明を受けたい
と思います。

岡原病院局総務課長 議案第131号損害賠償の額の決定について説明いたし
ます。本件は、昨年、平成27年12月3日に、山陽小野田市民病院に
入院中の患者が検査のために移動した放射線科撮影室付近で転倒し、左
大腿骨頸部を骨折した事故について、患者に対し損害賠償を行うため、
損害賠償の額を決定するものです。この事故につきましては、検査を担
当した医師が患者の移送方法を「車椅子」と指示していたにもかかわらず、患者を撮影室まで歩かせたこと、一人の看護師が別の患者も一緒に
連れていく複数業務を行ったことに事故発生の原因がありました。室内
や廊下を歩いていた患者の様子を観察していた看護師が独歩可能と判断
したわけですが、本人が貧血であったこと、高齢で認知症状があること
を考慮すると、リスク回避策、安全配慮が不十分であり、事故に掛かる
責任の大半は病院側にあると判断し、賠償金をお支払するものです。賠
償金額は182万8,781円です。賠償金の内訳は、骨折の治療関係
費、入院慰謝料、通院慰謝料、後遺障害慰謝料で、事故状況から病院の
責任割合を7割としております。以上御審議をお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 131号について御質疑のある方。

矢田松夫副委員長 この件については、これまで二度にわたって執行部から説
明をいただきましたので、これ以上ということはありませんが、基本的
に係争中にまで至らなかった、係争中とは弁護士を立てずに、いわゆる
和解で今日まで来たという結果が額に決まったということでもいいん
ですかね。要するに係争中にならずに和解で終わったと、決着したとい
うことでいいんですか。

岡原病院局総務課長 委員おっしゃいますとおり、この事故に関しましては裁
判というような形にはならず、相手の御家族との協議の上で、こうい
った賠償の内容になったということでございます。

吉永美子委員 お一人の看護師さんが二人を受け持たなくてはいけなくな
ったところにどういう理由があるのかという点。もう1点は医師が車椅子
での移動を指示したにもかかわらず、悪意じゃないわけですが、看護
師さんが判断をされた。それは医者判断、指示に従わなくてもいい場合

あるということでしょうか、病院として。

岡原病院局総務課長 一人の看護師が二人の患者を移送したという経緯につきましては、検査の呼出しがあったのが朝の申し送りの時間帯でありまして、前夜からその患者を担当しておりました看護師のほうで、この人が歩いて行けると判断して、もう一人の患者は車椅子、それと医療機器がついていたために、この患者さんの御家族が同行していたということで、二人一緒に移送できるであろうと判断して、二人の移送という形になったわけでございます。ただ、一緒に撮影室に行きました患者さんに家族が付いておられたと言いましても、やはり付いていく看護師が一人であったということは安全配慮を欠いていたものだというふうに考えております。検査担当の医師が車椅子という指示をしていたにもかかわらず、独歩をさせたということについてですが、このほかにも医師の指示とは違った移送の方法をとることもございます。これは看護師が患者の様子を総合的に判断して、この場合は独歩なんですけども、移送が可能と判断することもございます。ただし、今回の事故に関してはやはりこの患者さんの状態を考えますと、たとえ本人が室内や廊下を歩いて移動していたという状況であったとしても、高齢であることを考えれば、もう少し深く考えて、車椅子で移動させる、また移動先で、この場合は手すりにつかまって順番を待ってもらったわけなんですけども、椅子に腰掛けさせるなどというような配慮が必要であったものというふうに考えております。

吉永美子委員 これで例えばこの方が、看護師さんが判断されたとおりであったら、こういった事故になっていないわけですね。事故があったから医師の指示に従わなかったというところが明るみに出てしまうわけなんですけども、これまでもそういうことはあるということを言われて、看護師さんの判断自体が間違っている、日頃の話ですよ、日頃間違うとは思っていませんけど、責任という部分では医師の責任というのは大きいでしょうから、指示に従わないということを医師がどのように感じておられるか、そういったところというのは、病院としては、重きを置かないのでしょうか。これまでもあったと言われましたので。

岡原病院局総務課長 このたびの事故に関しましては、やはり医師の指示に従わなかった。これは大きな要因ですので、医師としてもこのとおりに移送していればというような気持ちはあったと思いますし、看護師のほうも、もう少しよく配慮していればという気持ちもあったと思います。こ

の事故を受けまして、看護師がいかに独歩で移送が可能であったと判断いたしましても、看護師一人の判断に全ての責任を委ねるということがないように、やはりこれからは指示を出した医師の指示に従って、患者の移動などは行うようにしております。また、検査のオーダーをする際も移送方法というのを入力するようになっているんですが、今まではこのところが移送方法が車椅子であるとか、ストレッチャーであるとか、そういったものが入力されなくても、次の手続に進めていたわけですが、ここを必ず入力しないと次の続きには進めないというふうにシステム改修をしておりますし、看護師のほうもそれに従って看護を行うというふうにしております。

三浦英統委員　今回の事故に対して、それと先ほど来から話があったように、いろいろな事故があると、こういうような事故対策について、どのような、庁内で、病院局内で話し合われて、事故対応を今後どうするのか、そこら辺りの考え方についてお聞きしてみたい。

和氣病院局総務課主幹　事故が起こった場合、起こらなくても危ないことがあったということは、やはりあります。そういった事例につきましては、毎月、医療安全委員会というものを開催しておりまして、こういう事例があった。それに対してどういう対策をしたといった、そういったことを皆で報告しあう会議がございます。そこで出たものを皆で供覧して、周知をするという形にしております。

三浦英統委員　医療安全対策で今後の対応をするということなんですが、全職員にどのようにお伝えになって、全医師、ここら辺りの対応について、どのような連絡方法をし、安全対策だけではなくて、事故防止についての啓発をしていらっしゃるのか。患者にしても同じような啓発であろうと思うんです。ここら辺りにについても、どのような方法をとっていらっしゃるのか。

堀川病院局事務部長　和氣が言いましたように医療安全委員会、これは当然それぞれの部署の代表が行きます。その議論等について、当然のことながら下までいくような形に体制を取っております。また、岡原が言いましたようにシステム関係、お金も掛かるかもしれないという中で、経営会議、これは御存じのように月2回行います。そのシステムで改良するほうがいいんじゃないかという話も、その経営会議の中で出ました。いろんな形で安全対策について網羅するような形で努めております。今後、

こういう事故がないように努めてまいりたいと思っております。

和氣病院局総務課主幹　また別に、医療安全のための研修会を年2回開催しております。今年度は、今までに1回ほど開催しているんですが、そのときは安全な介助方法ということで、理学療法士が院内のいろんな職種の職員に安全な介助方法の講習を行っております。

三浦英統委員　賠償割合が7割ということなんですけどね、これは保険会社が出したのであると思いますが、中身について7対3という理由についてお聞きしてみたいと思います。

岡原病院局総務課長　冒頭に説明したとおり、今回の事故に関しましては安全配慮が不十分であった、リスクの回避策も不十分であったというところが特に重く見られて、保険会社との協議の中でも、責任の大半は病院にあるというふうに判断をされたわけでございます。そういった関係で病院の責任が7割というふうに判断をされました。ただ、あとの3割、本人に過失があったのかというところでございますが、本人に関しては特に看護師の指示を聞かずに勝手に歩いたとか、そういったものがあつたわけではございません。あくまでもこの3割というのは、いろんな安全対策をしても防ぎきれない部分ということで、病院内の事故ではありますけれども、そういった7割という判断がされたところでございます。

下瀬俊夫委員長　少し分からない部分があるんですが、先ほどの医師の指示を看護師が勝手に自分の判断で独歩になったわけですね。基本的にこれまでも病院は医師の指示が看護師の判断によって変更できるという体制にあったわけですか。

岡原病院局総務課長　医師の指示を無視してというようなことではないのですが、患者さんの様子に合わせて移送方法を変えたことはあるということです。逆になんて特に車椅子、ストレッチャーの指示がない、独歩というふうな方法がとられる場合においても、やはり車椅子のほうがいいのではないかなんていうようなこともありますので、それは担当の看護師、その患者の様子を観察している看護師が判断して行うということではあつたということでございます。

下瀬俊夫委員長　車椅子で行った場合は、こういう事故は起こり得なかったですね。看護師の判断ミスというか、それは多分にあつた。そういうこ

とで今回7割となったんだろうと思いますが、ただ、182万が7割分の負担ということであれば、一部負担が患者側に発生しますよね。それは実際に起こってきているのですか。

堀川病院局事務部長 先ほど説明しましたように、この元となります賠償金の内訳。その中で入院慰謝料、通院慰謝料、後遺障害慰謝料等の7割でございます。だから、3割相当分は向こうが払うとかいうような性質ではございません。

下瀬俊夫委員長 医療費そのものは基本的に3割負担ですよ、患者負担は。だから、100%出ているわけではないんでしょ、病院側から。

岡原病院局総務課長 損害賠償金としてはこの額が支払われるわけですけども、入院費、この方の整形外科に掛かった治療費に関しましては、御本人の3割分、これは全て病院が負担いたします。その3割は賠償金の中で賄われるものではございません。あくまでも病院の負担ということでございます。

下瀬俊夫委員長 患者負担としてはなしに、基本的に100%病院側がみると理解していいですか。

岡原病院局総務課長 治療費に関してはおっしゃるとおりでございます。

三浦英統委員 この中に治療費は幾ら掛かっているんですか。事故後の治療費。

岡原病院局総務課長 転倒事故が発生してからの整形外科に掛かる治療費は、御本人の負担額は約4万6,000円程度でございます。

下瀬俊夫委員長 看護師の判断ミスということについての看護師に対する具体的な対応策というのは何かあったんですか。

岡原病院局総務課長 判断ミスに対する処罰というような形ではございませんが、所属長、看護部長等からの厳重な注意はありました。やはり、原因といいますか、事故に対する責任というものは、やはり病院としての責任ということでございますので、そこの判断が甘かったという点で、その看護師に何か責任を負わせるというものではございません。

石田清廉委員 小さなことですが一つだけ確認させてください。転倒したということですが、転倒というのは御本人の体力がなくて転ぶ場合と、ちょっとしたものに引っ掛かったとか、施設の廊下に段があったとか、そういうことも含めて、その辺りはどのような状況でしたでしょうか。

岡原病院局総務課長 今回の転倒につきましては、実際には転倒した瞬間を、転んだ瞬間を見ている者はおりませんでした。放射線科の撮影室付近まで先にこの患者さんを連れて行って、部屋の近くの手すりにつかまって、もう一人の患者さんを御案内するようになったわけですが、手すりにつかまって待っていてくださいと言って、もう一人の患者を連れて入ろうとしたときには、もう床に横たわっておられたというような状態でした。なので、委員さんおっしゃられたように、そこでつまずいてとか、そういった詳細な状況は分かってはおりません。

下瀬俊夫委員長 医療安全委員会は常時やっているんですか。月1回とか2回とか。

和氣病院局総務課主幹 月に1回開催しております。

下瀬俊夫委員長 よく「ひやり、はっと」という言い方をするよね。こういうふうな具体的な対応策については毎回の医療安全委員会ではどの程度の検討事項があるんですか。

和氣病院局総務課主幹 件数として上がってきますのは病院全体で四、五十件ぐらいです。

下瀬俊夫委員長 過去ですか。

和氣病院局総務課主幹 毎月です。当然「ひやり、はっと」の事例、転倒事故の事例も含めてということでございます。

下瀬俊夫委員長 いいですか。それでは131号の質疑を打ち切ります。議案第131号損害賠償の額の決定について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致。それでは引き続いて、議案第１１０号平成２８年度山陽小野田市病院事業会計補正予算第１回についての説明を求めたいと思います。

藤本病院局総務課主査兼経理係長 それでは、議案第１１０号平成２８年度山陽小野田市病院事業会計補正予算第１回について御説明いたします。まず１ページ目を御覧ください。このたびの補正の内容につきましては、議案第１３１号として上程しています「損害賠償の額の決定について」に伴う所要の補正と、病院経営管理改善支援業務委託事業の実施に伴う平成２８年度実施分の支出、費用に関する補正及び債務負担行為の追加であります。補正第２条関係については、詳細は後のページで御説明いたします。まず補正第３条の債務負担行為の追加についてですが、現在のところ来年２月から最大約半年をめどに病院事業の経営分析及び経営改善策の検討、作成、その支援業務の委託を実施する予定であります。契約期間的に年度をまたぐため、平成２９年度実施分については債務負担行為を設定し、新年度の予算措置を担保、拘束するものであります。次に２ページ目を飛ばしまして３ページ目を御覧ください。これは平成２８年度の予定キャッシュフローですが、平成２８年度当初予算では、平成２７年度決算見込みから算出した予定キャッシュフローを掲載していましたが、今回の補正では平成２７年度決算の確定額から補正第２条を勘案し、作成いたしました。その結果、現段階で資金期末残高見込みは、８，７８８万９，０００円となりました。次に４ページ目を御覧ください。これは平成２８年度の予定貸借対照表であります。これについても、平成２７年度決算の確定額を反映させ、現段階での予定貸借対照表を作成いたしました。次に６ページ目を御覧ください。これは重要な会計方針に係る事項に関する注記ですが、変更箇所は１か所のみで、Ⅲ 予定貸借対照表等に関する注記のうち「１ 企業債の償還に係る一般会計の負担額」を２５億４，３５４万８，０００円に訂正したところであります。これも平成２７年度決算額を反映させたためであります。次に７ページ目を御覧ください。これは平成２８年度の予定損益計算書ですが、当初予算掲載時との違いは、今回の補正予算第２条により特別利益及び特別損失を計上したことと、平成２７年度決算の確定に伴い前年度繰越欠損金及び当年度未処理欠損金を変更したところであります。ただし、後ほど御説明しますが、第３条の債務負担行為に係る事業の平成２８年度実施分につきましては損益計算書上予算額の変動がありませんので、影響はありません。最後に８ページ目の平成２８年度山陽小野田市病院事業会収入支出予定額調補正第１回の収益的収入及び支出の表を御覧く

ださい。これが、今回補正する内容の詳細となりますが、まず、補正第2条関係として、損害賠償金の支出及びそれに伴う自治体病院共済会からの保険金の収入の補正です。当該損害賠償金に係る事案が、臨時的かつ多額であり、更にこの事案自体が昨年度発生したものであることから、仕訳上特別損益での処理となります。金額については、収入については切り捨て、支出については切り上げるという予算作成上のルールにより、それぞれ、収入182万8,000円、支出182万9,000円の補正となります。次に補正第3条関係の今年度実施分として、経費内で500万円の予算の組替えを行います。光熱水費の決算見込み額から不用額、いわゆる不執行額が発生する見込みがあることから、これを委託料に組み替えるものであります。以上が今回の補正の説明であります。その他の収入支出については例年どおり3月補正で精査いたします。

下瀬俊夫委員長 それでは8ページの収益的収支を最初にやりたいと思います。
(何事か発言する者あり) 1ページからという声がありました。では1ページからどうぞ。

三浦英統委員 本会議で出たんですが、債務負担行為。コンサルタントに委託するということなんですが、アクションプランの関係と今回委託に出される、アクションプランに、例の改革プランにどのように反映するのかという本会議での質疑がございました。いろいろなことが改革プランには記入されております。どちらにしても病院は、まず収益を上げるのが一番であろうと思うんですが、まず今の病院改革検討委員会の中で、この委託をする問題について、どのようなことを検討委員会の中で検討されて、主なものはどういうことなのかをお聞きしたい。

下瀬俊夫委員長 ちょっと待って。予算に関係があるかいな、今の。

三浦英統委員 予算じゃないです。主な委託。

下瀬俊夫委員長 500万のところじゃろ。とりあえず当年度の話やな。

三浦英統委員 当年度、委託をすることに対してです。

和氣病院局総務課主幹 病院改革検討委員会につきましては、目的は改革プランについてで、今年度は県の地域医療構想が策定されたということを受けて、若干文言の変更などをする予定で、今その作業中であります。

検討委員会は今後開催するという事になっております。

堀川病院局事務部長 そのときに今回の委託についての説明をしたいというふうに考えております。

三浦英統委員 2月から半年、6か月くらいで結論を出すと、コンサルタント。本会議では何か決算ぐらいにはお話ができるというようなことがあったような気がするんですけど、8月にコンサルタントから出てきて、次の決算に対して、いろいろ病院改革が更に出てくるんですが、この改革プランを新たにまた作り変える、このような状況になるわけですか。

堀川病院局事務部長 改革プランには収支等ございます。地域医療構想の関係もだんだん明らかになるというところで、若干見直しも図らなければいけない。また、地域医療の後方支援事業も取り組んで、認定されています。それぞれの文言等の改正は必要になるであろうと思っております。また、私どもは災害に強いまちづくりの一環として、災害拠点病院の認定になるように目指しております。そういうような文言等も当然のことながら入っていくと考えております。ただ、決算については今年の2月から取り組んで、来年の7月、8月ぐらいまでにやって、その効果等についての検証等も当然やりますし、継続的に事業を遂行していく。その金額が29年度末では、決算時期では出てくるのではないかと考えております。

矢田松夫副委員長 これまで改革プランをやって、次に新改革プランと、二度にわたって病院の事業経営そのものについて、改革案を示されましたけれども、それではちがいが明かないということで委託に至った経過というのは、二度の内部による改革ではちがいが明かないと、だから第三者機関に任せるといふことの結論でいいんですか。

堀川病院局事務部長 結果的にそう思われても仕方ないと思います。ただし、前回分析していないじゃないかという御指摘もございましたが、いろんな形で内部ではやっています。それを本当に検証できるかどうか、また、特に今回考えているのは、他の病院での成功例とか、そういう具体的な手法を学んでいきたいという思いも強くございます。そういう形で今回委託に至った経緯でございます。

三浦英統委員 医師を30名にするんだというようなことが当初言われていた。

改革プランでもそのような状況になっている。医師を30名にするというのが、病院が新しく建った段階からのお話は、もうずっときているんですが、コンサルタントに委託をする中で、医師30名について、今後の考え方。医師が増えれば、当然看護師さんも増えてくる。職員も増えるのではなかろうかというような状況があるわけなんです、そのようなコンサルタントに対して、その状況について、どういうお考えを持ってコンサルタントに出されるのかお聞きしてみたい。

堀川病院局事務部長 今ある改革プランにつきましては、平成32年度の予定として最終的に30名の医師を確保する、これに向かって努力していくという考えでございます。医師が増えて業務等増えれば、定員の適正管理等考えた上で、増員ということも可能性としてはあるかと思えます。

矢田松夫副委員長 新改革プランでは5年のスパンで事業改革をしていこうと言うんですけど、今回の委託をされるのと、どういうふうにリンクをされていくんですかね、この改革プランそのものが。

堀川病院局事務部長 今回については現状分析と経営改革の具体的な方策、その辺を勉強したい、委託したいと考えております。今後考えなくてはいけないうのは、特にそういう体制を構築する、こういうことまで踏み込んでいかないと一過性のものに終わるのではないかと考えております。今後はそういう面についても力を入れていきたい。結果的に改革プランの計画になるように努力していきたいと思っております。

下瀬俊夫委員長 委託料ですが、結局、債務負担行為も含めると1,100万ということですか、予算的には。

藤本病院局総務課主査兼経理係長 そうです。当該年度につきましては500万円。債務負担行為で審議をしていただいております600万円を足して、当初は総額1,100万以内の委託と考えております。

下瀬俊夫委員長 今後のタイムスケジュールはどうなるのか。

藤本病院局総務課主査兼経理係長 御審議いただいております補正予算が12月下旬に議決をいただけたら、病院のホームページに募集要項等をアップいたしまして、それから公募型のプロポーザルということで業者を募集いたします。その後、年が明けまして、1月の10日…。

下瀬俊夫委員長 何かスケジュールがあったら出さないか。

堀川病院局事務部長 案で今後の日にち等ずれていくかと思いますが、それによければ提出したいと思います。

下瀬俊夫委員長 参考でいいです。

堀川病院局事務部長 先ほど10日と言いましたが、私が上旬とか中旬とか言い換えるのは、そういう理由です。決して隠しているわけではありません。

下瀬俊夫委員長 5分休憩します。

午後1時42分 休憩

午後1時47分 再開

下瀬俊夫委員長 委員会を再開します。今、黒塗りの資料が出されましたが、これの説明をお願いします。

堀川病院局事務部長 進め方の案について簡単に説明させていただきます。先ほども言いましたように12月最終日に議決がいただけると仮定しますと、すぐホームページにアップします。1月の中旬、11日と書いてありますが、日程的に前後するかもしれませんが、事業者の申し込み締め切りを行います。1週間程度後の18日、書類提出の締め切りを行います。1月20日前後にプロポーザルの審査日。これで第1候補者の決定を行います。その後、決裁を経た後、委託契約の締結を行う。その予定であります。

吉永美子委員 かなりタイトなスケジュールになっておりますけど、これはもう大体調査をされた中で、手を挙げてくださる業者が必ずいるという確信の下になっておりますか。

堀川病院局事務部長 二、三業者に聞いたところ、こういう情報というのはすぐにネットで広がり、拡散されて手を挙げる業者は近隣だけではなく、

全国から応募があるというようなことは聞いております。

吉永美子委員　応募はあってもプロポーザルですから、しっかりしたものになると思うんですけど、その見極めですよ。本当にこの業者でいいのかという基準をきちっと持っておられるとは思いますが、その辺をお聞かせください。

堀川病院局事務部長　そこが一番重要になるかと思います。今回の審査委員は経営会議で諮って、今、決定しつつあるんですが、医師数名、医療技術部、看護部、そして事務部。病院の各分野からそのプロフェッショナルを出しまして、そこで業者を決定する。当然のことながらプロポーザルですから、そこで聞き取り等行いますから、いい審査結果が出るのではないかと考えております。

矢田松夫副委員長　相当多くのお金を使って、外部に委託しようということですが、基本は経営分析と先ほど言われましたけれど、基本的に経営そのものの分析の中で、市民病院そのものの屋台骨を覆すとか、例えば公立ですけど、結果として民営化のほうが将来的には正しい方向というんかね、いくというふうに結論が出ざる得ないというか、そういう結論も出るということも考えておられるのかどうなのか、立ち直りができるかどうかなのかということですね。

堀川病院局事務部長　今回のプロポーザルは山陽小野田市民病院をどういう形でやっていくかということで、公立病院としてどういう形でやるかということ的前提にプロポーザルをお願いする予定でおります。

下瀬俊夫委員長　公募型プロポーザルの方法について、既にもう審査委員会については内部だけではないようにという方向性が出ているんじゃないですか。

堀川病院局事務部長　山陽小野田市のプロポーザル方式等の実施に関するガイドラインがございます。市長を仮に局長に置き代えますと、長が必要と認めるときは学識経験者又は公募による市民を委員に加えることができると、できる規定でございます。

下瀬俊夫委員長　できる規定だけど、以前の空家バンクの関係の反省として監査委員会から、できるだけ内部だけではないようにしろという指摘があ

ったわけですね。それを踏まえた対応はしないわけね。

堀川病院局事務部長　今回は院内の審査委員で行いたいというふうに思っております。

下瀬俊夫委員長　もう一つは、プロポーザルの結果をどういうふうに尊重するのか。提言がされたときに、基本的に病院としてはきちっと守っていく、受け入れるという前提のプロポーザルなのかどうなのか。結局、1, 100万円を掛けて、公募して、病院の経営そのものについてメスを入れてほしいということでしょ。そうすると病院としては民間等の経営実態を踏まえた提言になると思うんですよ。そこら辺はきちっと身を削るような話になると思うんだけど、それをあくまで尊重するというふうになっているのかどうなのかということですね。

堀川病院局事務部長　今回、医師を3名プロポーザルの審査委員に入れます。そういう中で、そこで具体的な手法等、これはどういうふうに考えているのかとかいうような形の質問も出るであろう。それを期待しておりますし、出るはずでございます。そういうようなことを聞いた上で業者を選んでいくというふうに思っております。事務部についても同様でございます。できる分についてはできる。できなかったら、これができない、こういうのは難しいんだろうけど、ほかにいい方法はないのかとかいうような形でプロポーザルのときに質問しようと考えております。身を削る思いで取り組んでいきたいと思っております。

下瀬俊夫委員長　さっき言ったのはプロポーザルした業者が、基本的に半年掛けて提言をするわけですね。その提言はきっちと受け入れて、実施をするということになるのかどうなのかということ。

堀川病院局事務部長　それぞれ個々のヒアリングを業者とそれぞれの担当のヒアリングを行って、具体的な話を詰めていきます。ただ、これをやるのかという文言ではなくて、それぞれのヒアリングを行った上でやりますので、それについては、できることについては、決まった以上は取り組んでいくという覚悟でおります。

下瀬俊夫委員長　早く言えば、病院経営に行き詰って、民間活力、民間の力を借りないと改革ができないというふうに判断したのかというふうに見られがちですね、こういった対応をするということは。先ほどもちよっ

とそういうニュアンスの答弁もあったんだけど、今の病院の経営会議ではそこら辺の分析までいかないという判断なんですか。

堀川病院局事務部長　そういうふうにとられても仕方ないと思います。ただし、私どもが求めているのは他の成功事例とか、山陽小野田市民病院バージョンに組み替えられて実施ができる、そういうことを強く願っております。

下瀬俊夫委員長　もう一つの意図が分からないんですよね。外部からコンサルを入れて提言を受ける意図は何ですか。

堀川病院局事務部長　何度も申し上げますように、私どもが知らないノウハウがあるであろうという思いがあります。また議会でも常々そういう形で取り組まないのかと言われていたということも真摯に受け止め、そういう形のやり方も非常に有効であろうと判断した次第でございます。

下瀬俊夫委員長　段階があると思うんですよね。以前から病院機能評価を受けるべきではないかという言い方もあったんですが、それを飛び越えて民間の業者に委託をするという、そこら辺の考え方がもう一つよく分からないんですよね。僕はやっぱり段階論として、まず自分たちが可能な限りいろいろやってみるということが、特に病院が新築されて以後、そんなにたっていないわけでしょ。ちょっとそこら辺がよく見えないんですよ。結局、今のスタッフ自身が経営問題について手を上げてしまったという感じに受け取れるわけですけど、実際どうなんですか、それは。

堀川病院局事務部長　4月から6月ぐらいまで順調に計画どおり推移しておりました。しかしながら、なかなか伸び悩んでいるというのも現状でございます。その中で、今回この事業について取り組んでいこうと院内で意思決定ができたところでございます。また、機能評価については数年後には取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。それは全く否定しているわけではございません。ただ、経営的な、特に金銭的な収支について、今回この委託を行うことによって改善、より改善していきたいと考えている次第でございます。

河合病院事業管理者　先ほどから堀川事務部長が言っているんですが、決して経営が行き詰ったりしているわけではありません。経営委員会等でよくディスカッションしているんですけど、やはり第三者の目というか、そ

ういうところもあれば、内部だけではない、思いがけない意見も出るのではないか。この間から少し話していたら、案外その可能性もありそう、1, 100万は取り返せるかもしれない、取り返せそうというようにところもありますので、それならこうということで、第三者評価というような意味合いが強いです。それと、機能評価は、もし機能評価で点数が上がるのであれば、もちろん今タイミング的には今やっていくつもりですけど、ちょっと今機能評価をしても、そうすぐ点数は上がるわけでもないし、忙しくなっていて、スタッフが大変になっていくだけなので、もうちょっと落ち着くまではいいかなというふうに思っています。とりあえず現状でも思いがけず見落としをしているというか、私たちも幾つかの病院をベンチマークしながら、ある程度マークしていますので、大方間違いないんじゃないかとは思っていますが、第三者のコンサルタントの意見も聞けば、1, 100万は取り返せるような内容のものをお願いしたいというふうに思っています。

下瀬俊夫委員長 予算的には、実質的には債務負担行為の部分だけですよ、600万。後は光熱水費を浮かしたということですからね。1ページ何かありますか。いいですか。2ページ、3ページありましたら。実質的に変わっているのは6ページ、7ページですね。

三浦英統委員 7ページの当年度純損失1億4,439万4,000円。これについて説明をちょっとお願い申し上げたい。

藤本病院局総務課主査兼経理係長 1億4,439万4,000円の説明といますのが医業収益、医業費用、医業外収益、医業外費用というのを全て合計いたしまして、最終的に収益的収支だけで見まして、当該年度1億4,439万4,000円の最終損失になるということでございます。これは28年度の当初予算でも、当初からの赤字予算を組んだということで御指摘があったようでございますが、それに対して、このたびは損益計算書の中身については変わっておりません。ただ、損害賠償金の端数の1だけ変わっております。実際に損益計算書、28年度当初と比べても一番下の純損失が1増えたのと、前年度繰越欠損金が平成27年度の決算額に変わったこと、それとの差引きであります当年度末未処理欠損金がそれに伴って変更になったというところでございます。

矢田松夫副委員長 その前に戻って4ページなんですが、貸倒れの分で935万8,000円という回収不能の分ですが、これの説明できますか。

藤本病院局総務課主査兼経理係長 貸倒引当金とは御存じのように未収金のうち取れる見込みがないであろうという金額を資産の部に計上するというふうになっております。これが全て未収かと言え、あくまで引当金でございまして、そうとは限りませんが、今考え得る中でおよそ935万8,000円の貸倒れが出るであろうという数字を計上しております。

矢田松夫副委員長 回収不能は分かるんだけど、その内容、どんなものが回収不能なのか。

藤本病院局総務課主査兼経理係長 例えば未収金のうちでも御本人が亡くなられて回収不能であったりとか、生活保護に移行されたために、実質的に生活保護費からの回収は強制執行できませんので、そういった取れないものが上げられると思います。

矢田松夫副委員長 大体入院とか医者に掛かる場合は保証人を出すようになっていきますよね。

岡原病院局総務課長 入院時には入院のときの身元引受けという形で保証人をお願いしたりもしますし、お支払が滞ってきたときに御本人、身元引受人の方とかと御相談させていただいて、分納でもお支払いただけませんかということで、このときには誓約書という形で保証人も名を連ねていただくこともございます。ただ、保証人の方に直接払ってくださいというふうに行くようなことは、ほとんどありません。そのときには保証人の方とも連絡が付かなくなっていたりいたしますので、保証人の方のほうからお支払いただくというのなかなか困難な状況ではございます。

下瀬俊夫委員長 先ほど未収金の回収不能ということで、生活保護に変わったからと言われましたよね。それは入院してから変わったり、治療中に変わったりということなんですか。その場合は医療扶助の制度がありますよね。

藤本病院局総務課主査兼経理係長 生活保護の方の未収金というふうに御説明いたしましたけれど、生活保護受給を始めれば、もちろんその後は医療扶助ということで全額出るのは了解しております。ですから、その方が生活保護になる前の窓口負担といいますか、そういった部分で回収不能が出てまいります。生活保護受けること自体が生活に困窮している、医療費を支払えないという方が申請に来られますので、そういった方につ

きましては制度上、医療扶助が全額出るということで、生活保護になる前までの医療費が一部未収になっているものが貸し倒れる可能性があるということで、ここの数字に上がっております。

下瀬俊夫委員長 可能性は、そのまま移行してしまうわけよね。問題は低所得者の方で言えば、一部負担金の免除という制度があるじゃないですか。例えば国民健康保険にしろ、こういう制度の活用はやってないんですか。

山根病院局医事課長 現在、免除という方法は採っておりません。

下瀬俊夫委員長 それはなぜですか。一部負担金の免除という制度があるじゃないですか、制度として。それをなぜやっていないの。

山根病院局医事課長 今後の検討課題だと思っております。

下瀬俊夫委員長 今後の検討課題じゃない、現制度の中にあるじゃないですか。患者本人が申請すれば、免除できるんでしょ。それは病院の窓口で手続きしなくては駄目じゃないですか。今の話は生活保護申請する前の段階の話をしているわけですよ。所得の低い方については一部負担金の免除という制度があるんです。

岡原病院局総務課長 一部負担金の免除とおっしゃったものが、恐らく無料低額医療の制度ではないのでしょうか。

下瀬俊夫委員長 違います。国民健康保険の制度で患者の一部負担金の免除の制度があります。低額診療は全く違います。一部負担金が要らないという病院側の対応で、一部負担金を病院側が負担をするという制度ですからね。免除の制度とは違いますよ。

岡原病院局総務課長 申し訳ありません。今の一部負担金の免除の制度については、ここにいる者が把握しておりません。

下瀬俊夫委員長 これは国民健康保険の制度でもあるし、他の医療保険でもあると思います。そこら辺はきちんと対応して、本人の申請があれば一部負担金が免除になりますので。そういう点では回収不能と言われるような未収金は、できるだけなくしていくという対応を病院側も努力しなくてはいけないと思いますよ。ほかにいいですか。最後 8 ページ。さっき

保険の支払は何と言ったかいね。自治体何とか。

堀川病院局事務部長 自治体病院共済会です。

下瀬俊夫委員長 共済会ね。ほかにありますか。いいですか。この光熱水費の500万というのは、基本的にコジェネで浮いたお金ということですか。

和氣病院局総務課主幹 今年度につきましては、だんだん運転の調整が上手くできてくるようになりまして、かなり省エネで運転することが可能となっております。そのおかげで光熱水費がかなり低減しそうな状況でございます。

下瀬俊夫委員長 ほかにいいですか。それでは質疑を打ち切ります。議案第110号平成28年度山陽小野田市病院事業会計補正予算第1回について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。それでは賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。

岡原病院局総務課長 先ほどの131号の発言の内容について訂正をお許し願いたいのですが。

下瀬俊夫委員長 はい、どうぞ。

岡原病院局総務課長 ありがとうございます。131号の内容の説明の中で御本人の医療費の負担額がというお話になりまして、3割負担と申し上げましたけれど、この方に関しては1割、御本人は1割負担でございます。申し訳ありませんでした。訂正させていただきます。

下瀬俊夫委員長 ということです。それでは先ほど所管事務の関係で資料が配られました。この説明ができますか。

藤本病院局総務課主査兼経理係長 それでは経営報告様式の変更について御説明いたします。定例議会毎に行われる当委員会において提出しています「経営報告様式」についてですが、お手元に配布しています月別の「患

者数等の動向」については、先週の委員会でも御指摘がありました予算との比較である、今年度の予算上の数値、予算額及び対予算比についての欄を新たに設けることといたしました。新たに作成した欄を簡単に御説明いたしますが、E欄の、上から二つの、1日平均の入院外来患者数については当初予算で予定していた平均患者数及びその横に累計C欄の予算数値E欄に対する「割合」を載せています。次の二つの入院外来患者数については当初予算で予定していた年間の総患者数をE欄にあげており、その右の対予算比欄は予算上の総患者数E欄に対する当月現在、サンプル資料では10月末現在の「到達率」を挙げています。その下、医業収益、医業費用につきましてはE欄には平成28年度の各項目の予算額年額を挙げており、その右の対予算比欄は、それぞれ予算額E欄に対する累計C欄の「執行率」となります。

堀川病院局事務部長　これで問題なければ、今後の所管事務調査のときの資料をこれに変えさせていただきたいと思います。

下瀬俊夫委員長　いいですね。以上で病院局の審査を終わりたいと思います。
10分休憩して、30分から再開します。

午後2時21分　休憩

午後2時30分　再開

下瀬俊夫委員長　委員会を再開します。議案第104号平成28年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算第2回についての審議に入りたいと思います。それでは執行部の説明を求めたいと思います。

吉岡高齢福祉課長　では議案第104号平成28年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算について御説明をさせていただきます。まず、歳出から説明をさせていただきます。議案の10ページ、11ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を人件費の調整により、908万6,000円減額。同款、同項、同目、13節委託料を、介護保険制度改正に伴い、保険料等の判定において「合計所得金額」としている基準が、「合計所得金額」から長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除した額に改正されるため、介護保険基幹システムの開発委

託料として、173万8,800円増額、平成29年4月1日施行の総合事業を高額介護サービス及び高額医療介護サービスに取り込むための開発委託料23万7,600円増額、合わせて197万7,000円を増額します。2款保険給付費におきましては、28年度の決算を見込み、1項介護サービス諸費、1目介護サービス諸費を1,242万5,000円減額いたします。12、13ページをお開きください。同款4項高額介護サービス等諸費、1目高額介護サービス給付費を797万6,000円増額、同款、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費を539万4,000円減額するものであります。3款地域支援事業費におきましては、人件費の調整により1項介護予防事業費、1目二次予防事業費を11万6,000円減額いたします。14、15ページをお開きください。同款、2項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費を25万5,000円減額。同款、同項、3目介護予防ケアマネジメント事業費を23万7,000円減額するものであります。16、17ページをお開きください。4款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金1億2,065万7,000円の増額は、平成27年度の給付費の精算に伴う剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるものです。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金50万円の増額は、過年度の資格異動等によります介護保険料の還付金であります。同款、同項、3目償還金5,031万5,000円の増額は、平成27年度の給付費の精算に伴い、国、県の超過交付金を返還するための償還金です。内訳は、介護給付費の国庫負担金が2,978万7,451円、県負担金が1,250万4,122円、地域支援事業費の国庫負担金が534万8,449円、県負担金が267万4,224円であります。続きまして、歳入に入ります。6ページ、7ページをお開きください。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金は、平成28年度保険給付の決算見込みにより、110万4,000円減額いたします。同じく保険給付の決算見込みにより、同款、2項国庫補助金、1目調整交付金を56万円減額、同款、2項国庫補助金、4目介護保険事業費国庫補助金は、歳出で説明をさせていただきました介護保険制度改正に伴う介護保険料などの所得指標の見直しによるシステム開発委託料の補助金でありまして、委託料173万8,800円の50%の86万9,000円を増額いたします。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、保険給付の決算見込みにより、275万6,000円減額いたします。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費県負担金も保険給付の決算見込みにより、209万4,000円減額いたします。7款繰入金、1項一

般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は、保険給付の決算見込みにより123万円を減額いたします。8ページ、9ページをお開きください。同款、同項3目その他一般会計繰入金は、平成27年度事務費繰入金の精算等により205万8,000円増額、人件費の調整による969万4,000円の減額を合わせた763万6,000円を減額いたします。7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は、保険給付の決算見込みにより209万9,000円減額いたします。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の1億7,052万2,000円の増額は決算認定をいただきました平成27年度の繰越金になります。結果、歳入歳出とも1億5,391万2,000円の追加となり、予算総額は62億5,751万9,000円となりました。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 それでは歳出、10ページ、11ページから質疑を受けたいと思います。ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）11ページの臨時の賃金が155万というね、これはかなり増えているのはどういう意味ですか。

吉岡高齢福祉課長 正職員の育休代替による常勤臨時職員が1名増員になっております。それと年度内に非常勤臨時職員が2名減となる見込みのために常勤臨時職員1名を増員、合わせて2名の増員ということで増額になっております。

下瀬俊夫委員長 いいですか。よければ12、13ページ。いいですか。14、15ページ。いいですか。16、17。基金残額。基金は今、幾らですか、これで。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 基金の残高は現在においては3億6,66万74円となりますが、今回の補正部分を勘案いたしますと、4億2,564万4,840円となります。

下瀬俊夫委員長 この基金の活用については、次の保険料対策という面もあるんですが、これ幾らまで積み立てようという考え方ですか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 標準的な額といたしましては2億円程度が残高が適当ではないかというふうに考えております。ただ、この介護保険につきましては3か年の計画で進めている状況でありまして、今、

介護給付費は高齢化に伴って、年々増加をしているというところであり
ます。したがって、この介護保険事業計画の初年度につきましては
やはりこの基金の合計額については高くなっているという格好になりま
すが、だんだん持ち出しが増えていくという形の推移となりますので、
最終年度、２９年度におきましてはこの部分が減少してくるのではない
かというふうに考えております。なお委員長おっしゃられるように、残
額が２９年度末において出た場合につきましては次の計画において、皆
さんの介護保険料の負担軽減に使っていきたいというふうに考えており
ます。

石田清廉委員 償還金利子及び割引料のところ、５，０００万、これもう少し
御丁寧に説明していただけませんか。

下瀬俊夫委員長 金額が要るわけ。（発言する者あり）じゃあもう一遍。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 償還金の内容ですけれども、これは平成
２７年度前年度におけます国、県からいただいた交付金を精算し余分な
部分を返すというものになります。内訳といたしましては介護給付費の
国庫負担金が２，９７８万７，４５１円、県負担金が１，２５０万４，
２２２円、それから地域支援事業費の国庫負担金が５３４万８，４４９
円、県負担金が２６７万４，２２５円でございます。

下瀬俊夫委員長 いいですか。ほかに。じゃあ歳入、６ページ、７ページ。い
いですか。じゃあ８、９。この事務費が繰入金の精算と言いながら増え
ている理由はどうしてですか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 まず１点目はシステム改修事業費を今回
補正させていただくように挙げさせていただいておりますが、ここの部
分、それから精算につきましては６月時に支払基金の交付金の精算をし
ておるところでございます。ここの部分を事前に、２７年度の精算を行
っておりますのでそことの調整というところでプラスになっているとこ
ろでございます。

下瀬俊夫委員長 足らんかったわけね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。いいで
すか。（「なし」と呼ぶ者あり）全体的にないですね。（「なし」と呼ぶ者
あり）はい。じゃあ質疑を打ち切ります。議案第１０４号平成２８年度
山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第２回）について、討論のあ

る方。（「なし」と呼ぶ者あり）賛成の議員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。それでは引き続いて所管事務の関係で報告があれば。（発言する者あり）１２１。ごめんなさい、次がありました。引き続いて議案第１２１号山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明を求めます。

吉岡高齢福祉課長 議案第１２１号山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をさせていただきます。参考資料をお配りしておりますので、そちらを御覧いただければと思います。このたびの改正につきましては、厚生労働省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）」これの、平成２８年４月１日施行の改正により、小規模な通所介護事業が、地域との連携や運営透明性を確保するために地域密着型通所介護と名称変更し、地域密着型サービスとして位置付けられました。平成２８年度は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成９年法律第１２３号）」により１年間の経過措置が設けられておりましたので、厚生労働省で定める基準を適用しておりましたが、経過措置が平成２８年４月１日施行から起算して１年を超えない期間となっておりますので、平成２９年３月３１日施行により「山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年山陽小野田市条例第４４号）」に地域密着型通所介護に関する基準を追加するために一部改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、「従業者に係る基準」「員数、居室の床面積」については、従うべき基準とされておりますので、第５９条の３から第５９条の５まで、第５９条の２３から第５９条の２６までを国の基準どおりとしております。第５９条の２、第５９条の６から第５９条の２２まで、第５９条の２７から第５９条の３８までは、参酌すべき基準となりますが、本市の実情を勘案する中で、支障をもたらすことがないため、国の基準どおりの内容で改正を行います。その他の改正条項については、準用による削除、準用先の変更による改正でありまして、基準内容は、現行どおりとなります。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 条例改正の全体について御審議いただきたいと思います。参酌すべき基準なのに、基本的にほとんど国の基準どおりとした理由は何があるんですか。先ほど課長は、何ていうか国の基準どおりに、それ以外に余り意味がないかのような話をされたんですが。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 課長が申しあげました特に支障がないということです。現行既にこの通所介護事業所は運営を行っておられるところでございます。その中で、この基準を変更するということになりますと、いろいろと混乱をもたらす可能性もありますので、その辺を勘案する中で特に支障がなければ、このままでいこうということで、現行どおりといいますか、そのままの基準で定めておるところでございます。

下瀬俊夫委員長 そうすると現在実施しているそういう事業所等々と協議なり懇談なりはされているんですか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 懇談等を行っておりませんが、昨年度の3月に県の実地指導ということで、講習会を開かれておりますし、本市におきましても対象事業所さんにおきまして、この説明等を行っておるところでございます。

下瀬俊夫委員長 いやいやだから、説明はいいんだけど、説明よりも協議でしょ。いわゆる参酌すべき基準というのは、市が独自に決めることができるわけよね、基準をね。だからそういう事業所等の説明じゃなしに、懇談によって、やっぱり対応の変化っていうのは当然考えるわけでしょ。そこら辺の話し合いっていうのは結局されなかったわけですか。説明だけなんですか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 説明を行う際に当然意見もいただくというところで、申しあげて意見を聴取させていただきたいということで申しあげておりますけども、その辺については特段、御意見等もありませんでしたので、このままの現状で行っているところでございます。

下瀬俊夫委員長 言葉の解釈の問題なんかもなかなかよく分かりにくい面もあるんで、もしそういうことがあれば具体的に聞いていただきたいと思います。いいですか。

石田清廉委員 じゃあ基本的なことを。これ一部改正ということですが、いわ

ゆる地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するためのということで、様々な改正がされるということですが、これによってどう大きく改善されるのかということを、もう少し絞って教えていただけませんか。全体的に言われるとよく分からない。この改正によって、例えばその施設の中に医療関係者が即対応できるようなものも作るとか、そういう人数、定員が18人以下のこの密着型に名称を変えた理由とかですね、その辺を少しまとめていただけませんか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 この対象となる事業所、通所介護事業所につきましては利用定員が18名以下の事業所となりますけれども、基本的には現在行っております通所介護事業所の基準とほぼ変わりがございません。変わった内容というところで申し上げますと、今回挙げさせていただいております59条の17、地域との連携等という項目がございますけれども、ここにおいて、この地域密着型通所介護事業所において、運営推進会議、地域との連携を深める目的で運営推進会議の設置規程を設けております。この運営推進会議の設置につきましては既に地域密着型サービスとなっております、グループホームや小規模多機能型居宅介護等のサービスでは行っておるんですが、この小規模の通所介護においても新たな規定として設けられたところでございます。それからこの名称のゆえんと言いますか、にもなっているところがありますが、59条の9のところには地域密着型通所介護の具体的取扱い方針というところがございます。これの1項の1号でございましてけれども、この利用者が住みなれた地域で生活を継続することができるようにということで、この方針が掲げられているところが大きな改正部分かなというふうに考えております。

下瀬俊夫委員長 これは今後ともいわゆる参酌基準ですよ、これはこれから事業所が増えたり、いろんな状況によって具体的に変更等の対応はされるということになりますか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 現在のところ変更というのは考えておりませんが、この運営等において支障があるケース、あるいは全国的なケースにおいて支障が発生しているということがありました場合については、検討しながら改正を考えていきたいというふうに考えております。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。

石田清廉委員 一つだけ聞いていいですか。緊急時の対応医療機関という中で、59条の35ですかね。同一の敷地内にそういった医療機関が存すると言いますかね、あるいは隣接と書いていますが、これは具体的にそういうふうに医療機関が同一の敷地周辺にあるということですね。これがうたわれているんですね。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 この基準につきましては、指定療養通所介護事業所というところになりますけども、この基準としては委員おっしゃられるように、このところが適用となります。ただ本市におきまして、指定療養通所介護事業所はございません。また県内においても、この対象というものはございません。

下瀬俊夫委員長 これ何ですか。今、参考資料で出されているのが59条の18ぐらいまでよね。後の部分はほとんどうちには関係ないということになりますか、この改正。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 非常に多くの改正となっておりますので、抜粋をさせていただいているところでございますが、主なところというところで、参考資料に掲載をさせていただいたところでございます。

下瀬俊夫委員長 いいですか。よければ質疑を打ち切りたいと思います。議案第121号山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。それでは所管事務の関係で長生園の関係だけですかね。お手元の資料が配られております。長生園の民営化について具体的に方向性が決まったようなので、これについて報告を受けたいというふうに思います。

11 長生園についての報告

（記録については所管事務調査分に記載）

午後 3 時 6 分	休憩
------------	----

午後 3 時 1 5 分	再開
--------------	----

12 所管事務調査 保育所について
(記録については所管事務調査分に記載)

午後 4 時 4 分	休憩
------------	----

午後 4 時 1 3 分	再開
--------------	----

13 所管事務調査 火葬場建設について
(記録については所管事務調査分に記載)

下瀬俊夫委員長 それではお手元にあります閉会中の継続調査事項についての決定をしたいと思います。これ以外に付け加える項目があれば言っていたきたいと思います。いいですか。これに賛成の議員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。それから陳情要望の件が 1 件あります。件名が「更なる患者負担増で受診抑制がおきないように、慎重な審議を行うことを求める意見書の採択を求める要請書」ということで山口県の保険医協会から出された要請書があります。この取扱いをどうするかということですよ。

吉永美子委員 当然、低所得の方に対しては、これからも負担が極力増えていかないようにするというのは当然のことだと思います。今、国会の中で審議をされていて、閣議決定がうちの最終本会議の日ぐらいには、来年の予算がですよ。そういう流れでいっていますので、これが出てくるのがちょっと遅かったかなと私はそういう認識を持っています。今の国の

状況を私たちも注視をさせていただきながら、場合によっては委員会として提出すべき意見書なりを考えていかなければいけない時期はあるかもしれませんが、現時点ではこれは置いておくという形が、今の時期は、そう思っております。

下瀬俊夫委員長 継続審査ですか。

吉永美子委員 今回については、これからも調査を自分たちがするというところで、継続という意味ではなくて、要望書が出たときに調査しましょうねということに委員会で、私たちの中でということで、これをどうするか、駄目にするか、良しとするかではなくて、そういう形で委員会としてもやってきていますので、そういう扱いでいかがかなと思っています。時期的な問題とかを考えると、これを改めて意見書にまでするということが今の時期では遅いかなと思います。請願とは違うので、委員会としては、ここで賛成するとか、反対するとかいうものではないのかなと思います。

下瀬俊夫委員長 聞きおくということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）先ほどの国民健康保険補正予算の関係で附帯決議をという意見がありました。今から附帯決議を議論する時間的な余裕がないので、とりあえず原案は事務局の島津さんのほうで作っていただいたので、これをお配りして、改めて会期中に委員会を開いて、これを決定するというふうにするかどうかです。今回の一般質問の中で石田さんが、この問題をテーマとしてやられるわけです。石田さんが言われるには98%、99%は当たり前だというふうに主張されるみたいなので、90.7%が異常なんだという状況があるんじゃないかということで、今回の補正予算に関連して、こういう附帯決議は必要じゃないかと僕は思っているんですが、検討する上では今日は時間的な余裕もないので、できれば改めて会期内に協議会を開いて検討したらどうかと思っています。事務局の中にはいろいろな意見もあります。ただ、石田さんが言っているように目標設定をきちんとすべきではないかというのはあるよね。どうしますか、それだけ決めてください。予備日は使うので、日時は設定して皆さんに御連絡するというものでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ではそういうことで、以上で民生福祉常任委員会を終わりたいと思います。

午後 5 時 1 5 分 散会

平成 2 8 年 1 2 月 8 日

民生福祉常任委員会委員長 下 瀬 俊 夫